コトヲ別紙相副此段奉悃願候也 ハ閣下ガ山獄ノ愛憫ト洋海ノ賢察トヲ以テ我々素志ヲ聴許セラレン

追テ書其意ヲ尽ス能ハズ洩レタル廉ハ委曲口頭ニテ陳述可仕候

明治二十二年五月廿七日

板 津 芳太郎印橘樹郡矢崎村議員

山 本 直二郎印

山 横 溝 本 四郎兵衛印 幸太郎印

大 北 弥太郎印 徳二郎印

岩本 市右衛門印

北 村二郎印

上

申

 (\Box)

安 部 生 一 群 宮 川 村 会 議 員

別紙願書下戻方出願仕候事無之候ニ付受理難相成候得者内務大臣へ

出願之都合モ有之候間何等之理由御明記被成下度此段上申仕候也

飯 岡 文

郷

飯

岡

清兵衛印

吉印

飯 安 本

圌

周

蔵印

神奈川県知事

冲

守固殿

鉄 竹

一郎印 蔵印

明治二十二年五月三十日

北 村 二橋樹郡矢崎村 同 飯岡周門

郎印

飯

蔵印

神奈川県知事

沖

守固殿

神奈川県庁付箋用紙

第三〇号

出願人ヨリ下戻方申出ニ拠リ書面却下ス

部

明治二十二年五月廿九日

石 青 木 井 富 勘 蔵印 吉印

町村組合事務取扱方希望書

 (\Rightarrow)

宮

Ш

村

矢 崎 村

宮川村矢崎村ニ関スル一切ノ証書帳簿類ハ悉皆助役ニ於テ預リ

長収入役ニ移シ処弁スルコト

村長収入役ニ於テ必ズ処分ヲ要スル事件ハ之ヲ調整シタル上町村

宮川村矢崎村ニ関スル一切ノ事務ハ凡テ分任相成度尤法律上町

置其目録書ヲ町村長ニ呈出シ候コト

右両村ニ関スル凡テノ費用ハ該村ニ於テ悉皆負担シ組合費用ト 分任事件ハ前月分ヲ翌月十五日マデニ町村長ニ報告スルコト

シテ年額金拾円ヲ組合役場へ上納可致コト

助役ハ該両村ヨリ各一名ツ、撰出シ前条ノ事務ヲ分担処弁シ又

前新条定決被成候ハ、過日差出候願届等ノ書類御下戻シ被下度候

Щ

本

幸太郎

神奈川県属

金田吉郎殿

助役ハ両村内便宜ノ場所ニ於テ事務取扱候コト

、双方補助スル等便宜取扱フコト

前条ノ通リ事務取扱被成候ハ、村民ノ便益不尠候ニ付保土ヶ谷町ニ

於テモ特ニ承諾致呉候様一同希望仕候也

宮川村々議員 飯

明治廿二年六月一日

岡 周 蔵

金

二ケ村負担費用

金 三拾円

四拾八円

但シーケ月金弐円五拾銭

書

記

給

料

耗 밂

消

矢崎村 村二

大 板 塚 津 弥太郎 芳太郎 郎

井 富 蔵

石

岡 文 吉

飯

安 矢 青 飯 本 部 岡 郷 藤 木 鉄次郎 清兵衛 竹 佐 勘 蔵 吉 吉

制町	村制													
明治廿二年六月一日	右之通ニ候也	合計金 弐百円	一金 拾弐円	外	計金 百八拾八円	但シーケ月金五拾銭	一金 六 円	但シーケ月六拾六銭七厘(金幣)	一金六円	但シーケ月金四円	一金 四拾八円	但シーケ月金四円	一金 四拾八円	但シーケ月金四円
			町村役場実費				借 家 料		神奈川県公報代官		助役二名報酬		小 使 給 料	
ニ左ニ其理由ヲ詳述シ以テ閣下ノ憐察ヲ仰カントス	制実施ニ先ツノ今日再ビ両村賛同シテ敢テ請願スル所以ナリ依テ更	ヤ是則チ一時ノ究計ニシテ固トヨリ永遠ノ望ミアルニアラザレバ郡	ナルノミナラズ况ヤ程ケ谷駅トノ連帯ノ費用ヲ免カレザルニ於テヲ	テ村内ノ事務ヲ掌理セシモ素トヨリ一小寒村ノ之ヲ維持スルノ困難	村トナリ玆ニ始メテ程ケ谷駅ト究竟分離ノ基礎ヲ作リ役場ヲ支分シ	奈何セン因テ止ムヲ得ズ偸安ノ計暫ク仏向坂本ノ両村相合シテ矢崎	シ居ランカ徒来ノ経歴ニヨルニ実ニ不便ニシテ且大ナル損害アルヲ	ニ堪ヱザル所ナリ去レバ不幸ヲ歎シツヽ依然トシテ程ケ谷駅ト連合	ヲ状陳セシガ不幸ニシテ認可ノ沙汰ニ及バザリキ是村民挙ツテ遺憾	ノ望ミヲ抱キ双方協議賛同ノ上共ニ神奈川県庁ニ出願シ大ニ其理由	島上星川〔現今西谷村〕ノ両村ニ合併シ何レカ其一方ノ郡属タラン	ハ程ケ谷駅トノ連合ヲ離レテ都築郡属ナル二俣川村トノ連合ナル川	昨年町村制実施ニ先チ橘樹郡属ナル仏向坂本〔現今矢崎村〕ノ両村	請願書

(**三**)

矢 宮

村 村

Ш

矢崎村ハ橘樹郡属ニシテ其隣レル者ハ程ケ谷及ビ都筑郡属ナル

リ故ニ従テ商業モ繁栄シ富ノ程度モ自ラ高マリ生計ノ度モ大ニ其 西谷村トス而シテ程ケ谷駅ハ東海道筋ニ当テ家屋連続往来頻繁タ

趣キヲ異ニセリ之ニ反シ矢崎村ハ偏隅ノ小村落ニシテ戴星踏月ノ

隔シ平生其利害ノ関係ハ殆ド絶無ト云フテ可ナリ然ルニ西谷村ハト雖モ山アリ川アリ林アリテ其境界ヲ形作リ交際ノ事自然ニ相疎タルコトアラズ若シ夫レ管轄ノ上ヨリ云ハバ同ジク橘樹郡属タリタルコトアラズ若シ夫レ管轄ノ上ヨリ云ハバ同ジク橘樹郡属タリカ全ク其岐ヲ異ニシ平生ノ出来事ニシテ未ダ嘗テ相関支柱セラレガラ取テ以テ纔ニ消日ナシツ、アル者ナリ加之ニ人情風俗ノ如キ

ルマデ互ニ往来祝弔シ其状恰モ同村ニ均シキ観ヲ為スモノ是今日均一ナリ故ニ平生ノ交誼従テ親密ニシテ冠婚葬祭ノ如キ末事ニ至其那属ヲ異ニスト雖モ地相接シ家相連リ人情風俗生計富度皆稍ヤ

訴フル所以ノ者ハ寔ニ是レ感情利害ヲ同一ニスルノ適証ナリトス駅ヲ避ケテ殊ニ郡属ヲ異ニスル西谷村ト其交誼ヲ深フシ其利害ヲ

スル者タルコト是実ニ自然ノ理勢ナリ矢崎村ガ同郡属ナル程ケ谷

ノ現勢ナリ夫レ人類ハ感情ヲ同フシ利害ヲ共ニスル者ヲ求テ集合

然ルニ感情ヲ異ニシ利害ヲ同フセザル人類ヲ同一ノ柵中ニ駆テ同

矢崎村ハ断乎トシテ程ケ谷駅ニ連合ノ不利ヲ唱フルニ至テ切ナリ祉ヲ後来ニ希図スルノ道ニアラザルナリ斯ノ如キ道理アルガ故ニ一ノ管理法ヲ以テ之ヲ支配セントスルハ蓋シ一村相和親シ以テ福

ヲ為サシムルハ優者ノ幸劣者ノ不幸ト云ハザルヲ得ズ矢崎村ガ程若シ夫レ生計富度ニ大差アル二個ノ土地ヲ結付ケテ均一ノ納租

租ノ義務ノ幾分ヲ免カレタル者ト云フベキモ優者ニ結付ケラレテノ道理ニシテ而シテ其富度生計ノ程ケ谷駅ハ連合ノコトニヨリ納ケ谷駅ト連合スルトキハ均シク同一ノ納租ヲ辞ス能ハザルハ自然

チ其負荷ノ重キヲ致ス目前一二ノ例ヲ挙グレバ矢島村ハ従来衛生同一ノ負荷ヲ為シ苦痛ノ淵ニ沈ム矢崎村ノ不幸果シテ幾千ゾヤ則租ノ義務ノ幾分ヲ免カレタル者ト云フベキモ優者ニ結付ケラレテ

ルヲ得ズ是劣者ノ位置ニ立ツ矢崎村ノ到底重荷ニ堪エザル所ナリザルニ其連合シ居ルノ故ヲ以テ是等ノ費用モ亦従テ連帯支出セザ消防ノ二費ヲ要セズ道路橋梁ニ関スル費用ノ如キモ絶テ之レ有ラ

ト既ニ明カナリ矣以下西谷村ノ矢崎村ト併合スルノ便且利ナルノ以上二個ノ理由ニ依リテ矢崎村ガ程ケ谷駅ニ連合ノ不利ナルコ

テ居村ニ帰リ復更ニ西方壱里余ノ外ニアルニ俣川村ニ至リ以テ其於テ製産セル物品ヲバ横浜若シクハ神奈川程ケ谷等ニ齎ラシ而シ

谷村ハ現今二俣川村ノ組合内ナルガ故納租ノ期至ルトキハ其地ニ

境界ヲ為ス者ノ如シ是ヲ以テ納租其他ニテ村民ノ村長役場ニ往復保川村ト西谷村トノ間ニハ許多ノ坂路アリ林巒アリテ天然両村ノ

義務ヲ果ス等ノ如キ其他是ニ追従セルノ不便不利甚ダ多シ况ヤニ

得ラルル者トセバ両村ガ将来ニ受クルノ福利実ニ大ナリト謂フ可

円三拾三銭三厘戸数弐百拾七戸ナリ即チ其地価全戸数ヲ合算スレ 属ナル西谷村ガ保有セル地価戸数ハ即チ地価金五万壱千零弐拾五 時間 此西谷矢崎両村ノ間ニ跨リテーツノ屑繭紡績会社ノ設 立 アリ 為 地価金弐万六百四拾三円六拾七銭三厘戸数八拾四戸ニシテ都筑郡 事千端其支配ヲ異ニセル当時ニ比シテ各村ガ禀受スル 便 テ尠少ニアラザルナリ今矢崎村ノ有スル地価及ビ戸数ヲ挙ゲンニ 且其感情利害ヲ共ニスル両村ガ同一ノ支配内ニ在ルコトナレバ百 前ノ二俣川村ニ往復スルニ比スルニ主トシテ其不便不経済ヲ除キ 掌理スルトキハ最遠ノ地ヨリスルモ纔ニ半里ニ過ギザレド之ヲ従 フル能ハザルコト恰モ矢崎村ノ程ケ谷駅ニ於ケルガ如キヲ奈何 ンヤ然ルヲ万一矢崎西谷ノ両村併合シ其中央ニ於テ村内ノ事務ヲ ノ組合ヲ離レテ独立自治ノ方針ヲ取ランカ一小村ノ能ク費用ヲ支 付記シテ参考ニ供ス以上数多ノ理由アルヲ以テ此両村ヲ連結シ 、ト雖モ是亦両村ノ併合ヲ促スノ一因トシテ数フ可キモノトス故 両村ノ間ニ日々戸数ノ増加スルノ勢アリ這ハ枝葉瑣末ノ事柄ナ 地価金七万一千六百六拾九円零六厘戸数三百零壱戸ナリ且近来 一人徒費経済上云フ可カラザルノ損失アリ然ラバ全ク二俣川村 益 决

> 署名捺印スル者ナリ誠ニ夫レ本願ノ許否何如ハ以テ我西谷矢崎両 ガ充分ノ観察ト憐愛トヲ以テ本願ノ素志ヲ遂ケシメラレンコト 村人民享福ノ消長ニ至大ノ関係ヲ有スル者ニ付キ伏テ願クハ閣下 便且利ナル要略トヲ列載スル者ニシテ其郡属ノ如キハ何レニ属 併スルノ宏益アル理由ヲ挙述シ及ビ西谷村ノ矢崎村ト連結スル モ双方共ニ敢テ不可ヲ唱フル者ニアラズ依テ茲ニ両村人民総代 右ハ矢崎村ガ程ケ谷駅ニ連合セルノ不便不利ニシテ西谷村ト合

スル

、者其困難少ナキニアラズ惟リ困難ナルノミナラズ之ニ要スル

シ

敢テ奉請願候也

明治二十三年十一月 H

総代 石 井 総代 石 井 七印

苅 部 善次郎印

司

部 広 助印

同

同

中 苅 田 林 郎 EIJ

総代大橋樹郡矢崎 弥太郎印

板 津 芳太郎印

溝 村 四郎兵衛印 郎印

同 同 同

横 北

内 務 西 郷 大

> 臣 従

道 殿

(I)

拝啓陳者曩ニロ上ヲ以テ申上候二ケ村 (宮川)事務所位置之義過日御 返事承リ候ニ付本日更ニ法性寺ヱ集合致シ候所左之通リ希望候

リ何村ニ係ラズ中央ノケ所ニ相定新築スベキコト

但里程ハ双方立会測量ノコト

二ケ村事務所位置之義者二ケ村尤モ遠隔ナル住家ヨリ里程ヲ計

所相定候事 右新築之義不可ニ候ハ、両村ノ内一ケ年ヅ、交番ニ借家シ事務

但シ可相成両村ノ中央ヨリ遠隔セザル場所ヱ借家シ事務所トナ

スベシ

御相談ノ上右二ケ条ノ内何レ成共可否御返事承リ度候尤モ本日ヨリ 右者明治廿五年二月十五日弊村相談之上貴村諸君ノ賛成ヲ得度候間

宮 Ш 村 会 週間位之内ニ御回答被下度候

頓首

明

矢 議

临 昌

村 御

中

治卅五年二月十五日

認メ申サドルニ付賛成難致候段及御回答候也 拝復矢崎村宮川村事務所移転之義御申越被成候処右ハ移転ノ必要ヲ

治廿五年二月十七日 宮 Ш 村

明

矢

崎

村

会

議 員 御 中

(

Ŀ 申

有之請願致シ候間暫ク開会之義御猶予相成候様願度此段上申仕候 成依テ近日連合会開合可相成候思考仕候右ニ付テハ当村復セザ 橘樹郡訓令第二二号ヲ以テ組合規定更正之儀訓令相成候趣御通 ル 知 也

矢崎村議員

明治廿七年十月廿八日

板

津 芳太郎印

本 金 蔵印

本 幸太郎印

村 本 四郎兵衛印 徳次郎印 直次郎印

北

Щ 山 山

横

溝

ル経

|歴及ビ種々纒綿セル事情ニ係ル顚末丿要略ヲ具状シ以テ閣下丿 ンヤ依テ今矢崎宮川両村及ビ程ケ谷町カ町村制実施以来ニ於ケ

参按ニ供セント

何セ

変改センカ此レニ由テ生出スル所ノ人民ノ損害尠少ナラザルヲ奈

可 抑

中旨 所襲キニ

ノ令達アリタリ然レドモ山間僻隅タル矢崎宮川ノ一簇ヲ以テ 町村制実施ニ先ッテ矢崎村宮川村ヲ以テ程ケ谷町ニ合併ス

コ

۲

組合長 金子泰吉殿 (F)

保

土ケ谷町外二ケ村

岩 北

本市 村

右

衛門印 郎印

小都邑トモ云フ可キ程ケ谷町ニ編入スルト

セ

ンカ其地形上ヨ

リスル

請 願 書

橋 矢樹 崎 村

1,

其間ニ種々ノ事情ノ存スルモノ在テ組合ハ其名ノミニシテ実際ニ於 ガ組織ヲ変改セザルヲ得ザルニ至レリ然ラバ該訓令ニ基テ之ガ組織 従来矢崎村ハ宮川村ト共ニ程ケ谷町ト組合タル 、ハ殆ンド独立ノ姿ニ似タリ然ルニ今般監督官庁ノ訓令ニ由テ之レ ノ体 面ヲ維持スル モ 以テ言ヲ将来ニ遺スニ忍ビンヤ是ニ由テ関係町村ノ議員一同熟議ノ

其苦痛ヲ感ズルノ点ニ於テ稍々小ナルノミ曷ゾ不便不利ノ大ニシ 共ニセザル異質ノ町村ヲ結合スル以上ハ其不便不利タル猶均シク啻 且ツ早晩双方ノ間ニ破綻ヲ招クノ因トナル可キヲ知リツ、黙従シテ 更ニ該二村ヲ以テ程ケ谷町ト組合組織ニ改ムベキ達示アリタリ左 ・モ合併ト組合トハ素ヨリ其名実共ニ異ナリト雖モ尚ホ利害得喪ヲ テ

明ナル其事理ノアル所ヲ洞見セラレ直チニ合併ノ令達ヲ取リ消サレ

ノ令達ニ服セズ既チ事情ヲ開陳シテ之レガ取消ヲ請願セリ官庁ノ高

別天地ノ如キ観アル異質ノ二町村ヲ結合シテ一率ノ下ニ一切ノ事務

モ富度生計ノ差ヨリスルモ又人情風俗ノ異ナル所ヨリスルモ殆ンド

ヲ共同処理セシムルガ如キハ必竟双方ノ間ニ於ケル安寧幸福ヲ永遠

ニ希図スルノ道ニアラザルヲ以テ矢崎宮川ノ二村ハ程ケ谷町ニ合併

亦感ヲ同フスルヤ明カナリ何トナレバ之レガ解組ノ訴願ニ共ニ賛同 シテ連署セシモノナレバナリ然レドモ当時監督官庁ハ如何ナル 組織ノ不便不利タル独リ矢崎宮川ノ両村ノミニ止マラズ程ケ谷町 依レルモノ歟遂ニ願意ヲ聴許セラレズ只管程ケ谷町ニ組合タラン が都合

上右一同ノ連署ヲ以テ解組ノ事ヲ訴願セリ是レ其程ケ谷町トノ組合

ヲ勧誘懇論セラレタリ当時其懇論ノ言ニ曰ク是レ一ケ年間表面 361

上 モ明カナリ追テ解組ノ出願ヲナサバ直ニ之ヲ許可スベシト (裏面ハ独立) 唯町村制順序方法ニ依ルノミ是レ組合規定ヲ見 (当時監

ル

其町村組名規定ノ内左之事項ハ不適法ナルコトヲ認メ候ニ付更正

ベシ

督官庁ト本村総代人トノ間ニ往復セルノ文書尚存スルモノアリ一閲

雖モ矢崎宮川ハ尚之レヲ適理ノ処置トセズ究竟一時矢崎宮川ニ限 ヲ賜ハヾ明カナルベシ若シ夫レ時宜ニヨラバ貴覧ニ供セン)然リト

置キ右二村ニ限ル事務ヲ掌理スルコトヲ得ルノ許可ヲ得タリ是レ蓄 ノ事務取扱ノ為メ両村ノ間ニー役場ヲ設ケ之レニニ名ノ助役ヲ

シ監督官庁ニ於テモ該二村ノ程ケ谷町ト組合フノ必竟不得策タルヲ

ントシ之レガ手続ヲナシタリシモ監督官庁ハ何故ニカ言ヲ左右ニシ 認識セラレタルニ由ルモノナルコト論ヲ俟タズ其後再ビ素願ヲ達

前約ヲ履行セラレザリキ爾来淚ヲ吞ンデ遷延今日ニ至リタリ是レ誠

リシヲ憾ミザルヲ得ザル所トス然ルニ豈図ランヤ監督官庁ハ今ヤ突 ニ村民一同ノ遺憾ニ堪ヘザル所ニシテ又監督官庁ノ処置適理ナラザ

然トシテ橘樹郡訓令第二二号ヲ以テ左ノ如ク達セラリタリ

(橘樹郡訓令第二二号)

保土ケ谷町

矢 崎 Ш 町

組 合

> 条例ニヨ ルニアラズシテ助役数名ヲ置クコ ١ ハ相成ラズ

助役ハ組合会ニ於テ選挙スベキモ

=

従テ各町村ニ置クコトヲ得ズ

 \equiv

組合費ノ予算ヲ置キ組合会ニ於テ議決セザルベカラズ

四 各村ニ役場ヲ設クベカラズ

右訓令ス

Ŧi.

町村

切

ノ事務ハ分掌スベキ者ニアラズ

朋

治二七年十月廿二日 神奈川県橘樹郡長

ノ訓令ニ接シテ吾等人民ハ啞然トシテ驚キ喟然トシテ歎ズル ノ外

右

独立ニ至ル迄ノ倫安姑息ノ策ノミ何ゾ永安ノ計ナランヤ其止ムヲ得 如キハ固ヨリ本村人民等ノ素望ニハアラザリシナリ只夫レ解組ノ上 谷ニ組合ヒ二村ノ間ニ役場ヲ設ケ助役ヲ置キ事務ヲ分掌シ来リシガ ナシ否ナ驚キ且ツ歎ジテ止ム可キモノナランヤ抑々矢崎宮川ノ程ケ

遠隔ノ不便ハ言ヲ待タズ主トシテ富度生計及ビ人情風俗ノ異ナルコ 以上陳述スル所之ヲ要スルニ矢崎村ノ程ケ谷ニ組合タルコト ハ土地

ルニ出デシ事ノ事実ハ前段ニ於テ既ニ詳カナリ豈復弁ヲ要センヤ

ス

安達安民(印

神奈川県知事

中野健明殿

北

村

郎

山 北 山

本 村 本

金 徳 幸太郎

蔵

郎

市右衛門

遺スノ恐レナキ能ハザルヲ以テ庶幾クバ閣下ノ明断速ニ解組ノ御許 来調和ノ見据之レナキノミナラズ却テ双方ノ不利ヲ来シ害ヲ永遠ニ リ自然得失利害ヲ共ニセザル異質ノ町村ヲ強テ組合タラシムルハ将 可アランコトヲ別紙旧請願書之写相副此段奉懇願候也

追テ以上具陳スル所ハ啻其概要ニ止マレバ委曲ハロ頭ヲ以テ陳述

可仕候

明治二十七年十一月十六日

明治二七年十一月二八日

候也

明治二七年十一月十六日付組合解組願書ハ一村ノ議員トシテ願出 キ筋ニ無之何分詮議難相成旨ニテ別紙願書却下相成候ニ付及御返戻

(

組合長 金子泰吉(印)

保土ケ谷町外弐ケ村

矢崎村

橘樹郡矢崎村々民総代

山 岩 北 村 本 本市右衛門殿 金 蔵殿 郎殿

山 本 幸太郎殿

横溝

四郎兵衛

Щ

本

直二郎 芳太郎

Ш 本 直次郎殿

板 津 芳太郎殿

(「北村家文書」『保土ケ谷郷土史』下巻)

究 津久井郡 中野村他 四か 衬 組 合分離問

題

K

夕

'n

権限ヲ

超へタル議決ニアラス依テ被告ノ与ヘタル裁決

丰

E ナ 事 IJ

関 する行政裁判関係書類 () 一六

(-)

明 的治廿 神不 奈川県参事会裁決不当ノ当処分取消請求訴願ニ対 九年八月廿八日 訴状

訴

状

議長同組合長

原告

八

木

 \mathbf{K}

次

郎

安政六年六月生

神奈川県津久井郡中野村外四

ケ村組合会

原告訴訟代理人

利光鶴松

告津久井郡長ハ本年四月九日付属書第一号ノ如ク訓令第廿五号ヲ ケ村組合分離ノ議決ヲナシタルヲ以テ被告監督官庁ニ出願 セシニ

ニ於テ議決スヘキモノニ無之旨ヲ以テ該議決取消スヘキ旨」 「組合分離ノ議決ハ組合町村ノ協議ニ出ツヘキモノニシテ組合会 訓令

再議セ シ来レリ依テ本年四月十八日更ニ組合会ヲ開キ被告ノ訓令ヲ示シ シメシモ組合会ハ固ク前義ノ正当ナルコトヲ主張シ決シテ権

限ヲ 号ノ 如ク津久井郡参事会ノ裁決ヲ求メタルニ付属書第三号ノ如ク被 越ヘタルモノニ非ズト議決シ前議ヲ更メサルニヨリ付属書第二

於テ議スルノ外組合会ニ於テハ議決スヘキモノニ非ラサル 二付

長カ議決ノ取消ヲ訓令シタルハ不当ノ処置ニ非ラズ」 トノ裁決ヲ

ハ権限ヲ越ヘタル議決ニシテ郡

シタリ依テ付属書第四号ノ如ク本年五月二十八日更ニ神奈川県参事

定ノ申立

不当処分取消請求ノ訴願ニ対シ神奈川県参事会裁決不当ノ訴

被

告

字 利

高 光

正 鶴

郎 松

合会ニ於テ組合ノ分離ヲ議決シタル

右訴訟代理人

東京市

麴町区内幸町

丁目三番地

弁護士

告

組合分離ノ事

ハ組合五ケ村

ア協議

ニ出ツルカ又ハ五ケ村ノ村会

里程十五里

訴訟費用ハ被告ノ負担トスト判決相成度候也 実

明治廿九年二月廿五日神奈川

県津久井郡中野村外四ケ村組合会

ハ区

ノ実挙ラサル等ノ故ヲ以テ該五

濶大ニ過キ人情風俗ヲ異ニシ自治

364

ハ取

件ヲ議決シ

神奈川県津久井郡中野村外四ケ村組合ニ於テ組合分離ノ

ヲ

アリトス

組合ヲ解除スルトキハ組合会ノ議決ニ依ル可シトノ特ニ規定ナキ以囲外ニ渉リ若クハ之レニ矛盾スルカ如キ議決ヲ為スコトヲ得ス故ニ

合協議規定ニ依リ与ヘタル権限内ノ事項ヲ議決スルノ外該規定ノ範依テ案スルニ神奈川県参事会裁決ノ理由タルヤ「本来組合会ハ其組

ヲ提起スルノ止ムコト無キニ至レリ今其請求ノ理由ヲ左ニ開陳センタル裁決ハ取消へキ限リニアラズ」トノ裁決ヲ下セリ於爰更ニ本訴議決ニ対シ津久井郡参事会ノ職務ヲ行フ津久井郡長宇高正郎ノ与へ書第五号ノ如ク「中野村外四ケ村組合会ニ於テ為シタル組合分離ノ

会ニ向ツテ前記郡参事会裁決ニ関シ訴願シタルニ本年八月七日付属

理由

津久井郡長宇高正郎ノ与ヘタル裁決ハ取消スヘキ理由アリヤ否ヤニ限ヲ越ヘタルモノナルヤ否従ツテ津久井郡参事会ノ職務ヲ行フ被告定メタリ而シテ本件ニ於テ裁決ヲ受クヘキ要旨ハ明治廿九年二月廿定メタリ而シテ本件ニ於テ裁決ヲ受クヘキ要旨ハ明治廿九年二月廿定メタリ而シテ本件ニ於テ裁決ヲ受クヘキ要旨ハ明治廿九年二月廿年、日本代本代の議整ハサルヲ以テ津久井郡長ハ付属第六号ノ如り本件中野村外四ケ村組合ハ町村制実施ノ当時各村独立ヲ主張シ五抑本件中野村外四ケ村組合ハ町村制実施ノ当時各村独立ヲ主張シ五

合ヲ分離スルハーニ組合ニ属スル専権ニシテ従テ之レカ議決ヲナシ合ヲ分離スルハーニ組合に属スル点アルヲ見ス而シテ其組合会ニ於テ組合会ノ権限トニーノ相違スル点アルヲ見ス而シテ其組合会ニ於テ組ニアレトモ是レ法理ヲ顚倒シタルモノニシテ且町村制ノ精神ヲ無視ニアレトモ是レ法理ヲ顚倒シタルモノニシテ且町村制ノ精神ヲ無視上ハ組合会ニ於テハ此等ノ権限ヲ有セルモノニアラス」云々ト云フ上ハ組合会ニ於テハ此等ノ権限ヲ有セルモノニアラス」云々ト云フ

存スル所ニ依テ組合会ノ存廃ヲモ決議シ得ヘキハ当然ナレハナリ况機関存スルヲ以テ之ニ依テ其組合ノ意思ヲ発表ス可ク従テ其意思ノ

議ノ上組合協議規定ニ依リ一ノ組合会成立シタル以上ハ即チ其代議タルハ相当ナリトス何ントナレバ帯クモ既ニ関係組合各村ニ於テ協

ンヤ町村制及組合協議規定ニ如斯決議権ナシトノ所謂禁止的規定又

、之ニ抵触スヘキ条項アルニ非ラサルヲヤ然ラバ則チ組合ヲ解除ス

組合会ニ於テ此等ノ権限ヲ有スルモノニアラズト為スハ甚タ理由ナルトキハ組合会ノ議決ニ依ル可シトノ特ニ規定存スルニアラサレハ

村制第百拾八条ニ協議云々ノ文字ヲ明記セサル所ヲ以テ見ルモ既ニ限アリトナサンと是其代議機関タル組合会ヲ無視シタルモノナリ町ニ直接利害ノ関係ヲ有スルヲ以テ其各村ニ限リ組合ヲ解除スルノ権キナリ且夫レ県参事会説明スル理由ノ如ク組合ノ存廃ハ組合内各村

365

ル以上ハ特ニ各村更ラニ協

其関係各村ノ代議機関タル組合会具備セ

議スルノ必要ナキコトヲ認メタルモノニシテ畢竟右県参事会ノ説明 ハ組合会ノ何物タルヲ弁識セサルモノナリ

組織シタル時ト均シク五ケ村宜シク協議ヲ遂クルカ又ハ五ケ村々会 飜ッテ被告カ本件議決ハ取消スベシトノ論旨ヲ観ルニ「当初組合ヲ

ニ於テ議決スルカ」二者其一ニ拠ル可キモノナリト云フニアレトモ

抑五ケ村更ラニ協議ヲ遂クベシト為スハ全ク其代議機関タル組合会 ノト一般ニシテ甚タ無謂ノ論旨タリ又五ケ村々会ニ於テ議決スヘシ 無視シタルモノニシテ即組合会ナキ場合ト仝一ノ場合ヲ論スルモ

モ其各町村ハ利害相反シ又ハ絶対ニ利害ノ関係ナキ町村アルヲ以テ テスベシトノ町村制ノ規定ナシ又実際町村会カ之ヲ議決セントスル トナスハ村会ノ何タルヲ解セサルモノニシテ且如斯議決ハ村会ニ於

係ヲ有スル関係各村ノ代議機関タル組合会ニ於テ是等ノ議決ヲ為ス 到底正当ノ議決ヲ為シ得サルヤ明ナリ然ラバ即チ最モ直接其利害関 ハ尤モ適当ナリトス且町村制其他組合協議規定等ニ於テ之ヲ禁止ス 如キ反対条項ナキモノナルコト ハ前段既ニ詳説スル如クナレハ到

寸 証 底以上ノ論旨ハ失当タルヲ免レズ

付属書第一号ヨリ第六号マテヲ以テ本件ノ立証トス 神奈川県参事会ヨリ裁決書ヲ交付シタル年月日

明治廿九年八月七日

以上

明治廿九年八月廿八日

原告訴訟代理

利 元

鶴 松印

行政裁判所長官

箕

作

麟

祥殿

『付属書第壱号』(朱書) 証 拠 物 写

津久井郡訓令第二五号

中野村外四ケ村組合役場

明治廿九年二月二十八日四月二日報告中野村外四ケ村組合会ニ於テ テ組合会ニ於議決スヘキモノニ無之候条該議決ハ取消サルヘシ 該組合分離上申ヲナスノ議決ハ組合町村ノ協議ニ出ツヘキモノニシ

神奈川県津久井郡長 宇高正郎

『付属書第弐号』

中野村外四ケ村組合会職務権限ノ義ニ付上申

明治廿九年四月九日

裁第壱号

裁 决 書 『付属書第参号』

宇高正郎殿

組合分離ノ議決ハ組合町村ノ協議ニ出ツヘキモノニシテ組合会ニ於 巳ニ出願致シ候処然ルニ監督官庁ハ本月九日訓令第弐拾五号ヲ以テ 風俗ヲ異ニシ自治之実挙ラサル等ノ故ヲ以テ組合分離之議決ヲナシ 明治廿九年二月廿五日中野村外四ケ村組合会ハ区域濶大ニ過キ人情

ニヨリ本月十八日更ニ組合会ヲ開キ監督官庁ノ指揮ニヨリ分離ノ議 テ議決スヘキモノニ無之ニ付該議決ハ取消スヘキ旨ヲ達セラレタル

因 正当ナルヲ主張シ決シテ権限ヲ越ヘサルモノト議決シタリ [テ組合会ハ前議決ヲ更メサルニ付本制第六拾八条第 一項第

依

ル

具申仕候間相当ノ御裁決相成度此段及上申候也

決ヲ取消スヘキ旨ヲ以テ再議セシムルト雖モ組合会ハ固ク前議決之

治廿九年四月廿二日 津久井郡中野村外四ケ村

明

津久井郡参事会 津久井郡長

神奈川県津久井郡中野村外四ケ村組合長

取消スへキ旨ヲ訓令セリ依テ四月十八日更ニ組合会ヲ開キ組合分離 長ハ町村制第六拾八条仝付則第百三拾条ニ依リ之ヲ受ケ審理説明 シ決シテ権限ヲ越ヘタルモノニ非スト議決シ前議決ヲ更メサルニ依 議決取消ヲ再議セシムルト雖モ組合会ハ固ク前議ノ正当ナルヲ主張 協議ニ出ツヘキモノニシテ組合会ニ於テ議決スヘカラサルモノトシ 日該組合分離ノ件ヲ議決セシニ津久井郡長ハ組合分離ハ組合町村 右請求者請求ノ要旨ハ中野村外四ケ村組合会ハ明治廿九年二月廿五 /津久井郡参事会ノ裁決ヲ請フト云フニ在リ依テ神奈川県津久井郡

左ノ如シ

村組合ハ明治廿二年町村制実施ノ際仝制第百十六条ニ基キ五ケ村組 協議スルノ必要ナキモノト思考スルト云フト雖モ抑モ中野村外四 相当ナルハ町村制第百拾八条ニ協議スヘシトノ明文ナキヲ以テ特 代議機関アル以上ハ町村組合ヲ分離スルニ組合会ニ於テ議決スル 請求者ハ組合ヲ組織スルニハ代議機関ナキニ依リ協議ヲ以テスル 而後組合会議生シタルモノナリ故ニ五ケ村組合ヲ分離セント欲セ 合ヲ設ケシメ五ケ村協議ノ上組合協議規定定マリ組合規定定マッ

、ル代議機関アル以上ハ之レカ議決ヲナスハ相当ナリトノ解釈ヲ以

当初組合ヲ組織シタル時ト均シク五ケ村宜シク協議ヲ遂クルカ又

ケ村々会ニ於テ議決スルカ二者其一ニ拠ルヘキモノニシテ組合会

請求者

八木国次郎

テ直ニ組合会ニ於テ議シタルハ当ヲ得サルモノトス其故何トナレ

合会ノ権限ハ組合協議規定ニ依リ与ヘラレタル範囲内ニ止リテ組合 元来組合ナルモノハ関係町村ノ協議ヲ以テ組合会議ノ組織事務管理 ノ方法費用支弁ノ方法及分担等ヲ定メテ組織スルモノナルカ故ニ組

離解スルカ如キ組合協議規定以外ノ事項ヲ議スルノ権限ヲ有

サ

理ナルヲ以テ斯ノ如キ引証ハ本案裁決ヲ請フノ材料ト為スニ足ラス 他仝制第百十六条第百十七条ヲ援キ仝制第百十八条ニ協議ノ文字ナ - ヲ以テ協議ニ依ルノ必要ナシト論スルト雖モ上来説明スル如キ道 於テ議スルノ外組合会ニ於テハ議スベキモノニアラズト断定ス其 ナリ要之組合分離ノ事ハ五ケ村ノ協議ニ出ルカ又ハ五ケ村々会

神奈川 文ナキヲ以テ権限ヲ越ヘタル議決トス依テ神奈川県津久井郡長カ議 ンタル ノ理 県津久井郡中野村外四ケ村組合会ニ於テ組合分離 由ナルニ依リ裁決スルコト左ノ如シ ハ町村制其他法律中依拠スヘキ適条ナク且組合協議規定中明 ノ件ヲ議決

右

明 治廿十年五月十八日

|消ヲ訓令シタルハ不当ノ処置ニアラス

神奈川県津久井郡長 宇高正郎

『付属書第四号。(朱書)

中

野村外四ケ村組合会職務権限之儀

に二付訴

訓令セラレタルニ依リ四月十八日更ニ組合会ヲ開キ郡長ヨリノ訓令 当中野村外四ケ村組合会ハ明治廿九年二月廿五日組合分離 久井郡参事会ノ裁決ヲ求メタルニ郡長ハ組合分離 ヲ示シテ再議セシメシモ組合会ハ固ク前議決ノ正当ナルヲ主張シ決 モノニシテ組合会ニ於テ議決スヘカラザルモノトシ取消スヘキ旨ヲ 決シ直ニ出願シタルニ郡長ハ組合分離ハ組合町村 ・テ権限ヲ越ヘタルモノニアラズト議決シ前議ヲ更メサルニ依リ津 ノ事ハ組合五ケ村 ノ協議ニ出ツヘキ ノ件ヲ議

ハ権限ヲ越ヘタル議決ニシテ郡長カ議決ノ取消ヲ訓令シタルハ不当(パロ゚) 議決スヘキモノニ非サルニ付組合会ニ於テ組合ノ分離ヲ 議 協議ニ出ルカ又ハ五ケ村ノ村会ニ於テ議スルノ外組合会ニ於テ 决 シ

制実施 ル傾キアルヲ以テ郡長ハ本制第百十六条第二項ニ基キ五ケ村ノ組 ノ際ニ当リ各村独立ヲ主張シ五ケ村ノ組合ハ容易ニ協議整

|処置ニアラストノ裁決ヲ下シタリ抑モ中野村外四ケ村組合ハ町|

合ヲ設ケラレタルニ依リ関係五ケ村ハ協議シテ組合規定ヲ定メ其理

由タルヤ組合共同事務ト各村特別ノ事務トヲ区分シ組合ニ通スル事 ノト規定シ別段組合会ノ職務権限ハ規定セサルモ其末項ニ「此規定 総テ組合ニテ処弁シ之ニ要スル費用 ハ組合費ヲ以テ支弁スルモ

務

限及処務規定ノ如キハ本制第三拾弐条ヨリ仝五十条ニ至ルノ規定ニ ニナキモノハ総テ本制ニ依ルモノトス」トシタルハ組合会ノ職務権

準拠スルハ論ヲ俟タス何ソ組合会ト町村会トノ職務権限ニ相違アル

議決スヘキモノトシタルハ不当ノ裁決ト言ハサルヲ得ス何ントナレ ヲ見ス况ンヤ組合ヲ分離スルハ組合ニ属スル職権ニシテ組合会ニ於 テ議決シタルハ相当ナルヲ郡長ハ反テ組合ニ関係ナキ各村々会ニテ

ル事件ハ総テ組合会ノ職権トナシタルハ組合協議規定書ニ明瞭ナリ ハ之ナク故ニ各村々会ハ特別ノ事件ニ限リテ議決シ組合全体ニ関ス ハ組合ヲ分離スルハ組合全体ニ関スル事件ニシテ各村特別ノ事件ニ

又組合ヲ分離スルニハ五ケ村ノ協議ニ出ツヘシト言フト雖モ已ニ組

相当ニシテ若シ協議ヲ必要トスレバ本制第百十八条ニ協議云々ノ文 合会ナル代議機関アル以上ハ組合分離ヲ組合会ニ於テ議決シタルハ

字ヲ明記スルモノニシテ本条ニ協議ノ文字ナキハ代議機関ノ設ケア

組合ヲ組織スルニハ代議機関オキヲ以テ協議ニ依ルモ代議機関アル ルニ依リ特ニ協議スルノ必用ナケレハナリ「之レヲ要スルニ始メテ

以上ハ組合全体ニ関スル事件則チ組合分離ヲ議決スルハ組合会ノ職

テ町村制及組合協議規定ニ抵触シタル条項ナキヲ以テ組合会

ハ権限ヲ 越 ヘサル モ ノトノ御裁決相成度此段訴願仕

决

津久井郡中野村外四ヶ村組合会議長仝組合長

一候也

八木国次郎

月 一十八日

神奈川県知事 中 野 健 丽

神奈県参事会 明治廿九年五

『付属書第五号(朱書)

明治廿九年八月六日第壱号』

裁

决

書

津久井郡中野村外四ヶ村組合会議長

訴願者 八木国次郎

右訴願ノ要領ハ明治廿九年二月廿五日中野村外四ケ村組合会ニ於テ

ノ取消ヲ請求スル為メ本県知事ニ提出シタルモノナリ

テ津久井郡参事会ノ職務ヲ行フ津久井郡長宇高正郎ノ与ヘタル裁決

仝組合分離ノ件ヲ議決シタルハ権限ヲ越ヘタルモノニアラサルヲ以

訴願者申立ノ理由トスル所ニ本組合協議定中ニ此規定ナキ テ本制ニ依ルモノトスト規定シタルヲ以テ町村会ニ属スル権限ト本 モ) ハ総

ニシテ組合会ニ於テ議決シタルハ相当ナリ若シ組合ヲ分離セントス

組合会ノ権限ニ相違アルヲ見ス組合ヲ分離スルハ組合ニ属スル職権

ルニ協議ヲ必要トスルモノナレ ハ町村制第百十八条ニ協議云々ノ文

因テ津久井郡長ノ裁決ハ不当ナルニ依リ之ヲ取消サレ当組合会ノ議

ノ議決ハ決シテ権限ヲ越ヘサルモノト確信ス」

字ヲ明記スヘキ筈ニシテ本条ニ協議ノ文字ナキハ代議機関 ルニ依リ特ニ協議ノ必要ナケレハナリ故ニ組合ノ分離ヲ議決スルハ ノ設ケア

以テ組合会ノ議決ハ決シテ権限ヲ越ヘスト云フニアリ

組合会ノ職権ニシテ町村制及組合協議規定ニ抵触シタル条項ナキ

依テ本県知事ハ町村制第百二十条ニ依リ之レヲ受理シ審査スル左

如シ

リ与ヘタル権限内ノ事項ヲ議決スルノ外該規定ノ範囲外ニ渉リ若ク 訴願者ハ前述ノ如ク申立ルト雖モ本来組合会ハ其組合協議規定ニ依

キハ組合会ノ議決ニ依ルヘシトノ特ニ規定ナキ以上ハ組合会ニ於テ ハ之ニ矛盾スルカ如キ議決ヲ為スコトヲ得ス故ニ組合ヲ解除スルト

利害ノ関係ヲ有スルヲ以テ特ニ其権限ヲ組合会ニ付与セサル限リハ ニ此権限ヲ付与シタルノ条項ナク又組合ノ存廃ハ組合内各村ニ直接

第弐

前

| 此等ノ権限ヲ有スルモノニアラズ然ルニ本組合協議規定中組合会

津久井郡参事会ノ職務ヲ行フ津久井郡長宇高正郎ガ本件中野村外四 組合ヲ解除スルノ権限ハ専ラ関係各村ニ属スルモノトス是レヲ以テ

、モノト裁決シタルハ相当ナリトス

ケ村組合会ニ於テ為タル組合分離ニ関スル議決ニ対シ権限ヲ越ヘタ

中野村外四ケ村組合会ニ於テ為シタル組合分離ノ議決ニ対シ津久井 右 ノ理由ニ依リ裁決スル左ノ如

キ限リニアラス

郡参事会ノ職務ヲ行フ津久井郡長宇高正郎ノ与ヘタル裁決

明治廿九年八月七日

神奈川県知事

中野健明

『付属書第六号』

三,木村根小屋村組合協議規定書中野村太井村又野村組合協議規定書

第壱 組合議員ノ定数ハ戸数ノ多寡ニ準シ左ノ割合ヲ以テ之レヲ定

4

戸 , 数百戸未満

戸 数百戸以上弐百戸 未満

参名 弐名

戸数弐百戸以上

四名

ヨリ選挙ス !項ノ議員ハ各村々会議員ニ於テ其村内被撰挙権ヲ

有ス

ル モ

『但議員中欠員アルトキハニケ月以内ニ補欠議員ヲ選挙スル

モ ノトス』

第三

組合ニハ村長及ヒ助役収入役各一名トシ委員書記其他 必要

付属員若干名ヲ置クモノト

但 前項ノ村長及助役ハ各村々会議員ヲ合シ会議ヲ開キ選挙 |委員ハ組合会議ニ於テ選挙スルモノト

第四

370

ハ取消

ス

第八 第七 第五 第六 選任スルモノトス 組合役場ノ位置 共同支弁スヘキ費目及其負担割合ハ左ノ如シ 組合共同ノ事務ヲ定ムルコト左ノ如シ 収入役及書記其他付属員ハ村長ノ推薦ニ依リ組合会議ニ於テ 是 前項ノ外各村特別ノ事務ハ各村ニ於テ取扱フモノトス v 組合会議費 組合役場費 衛生ニ関スルコト ハ割合ヲ付セス一定ノ税率ヲ以テ各村ニ賦課スルモノト 其他組合共同事務ノ費用 救 勧 衛 其他組合ニ通スル事務 教育ニ関スルコト 救助ニ関スルコト 勧業ニ関スルコト 助 業 生 費 費 費 ハ中野村ト 第九 村組合協議規定書別紙(注) 明治廿五年八月廿二日中野村外四ケ村組合会議ニ於テ中野村外四ケ 第十 右写之通相違無之候也 明治廿九年八月廿八日 不当裁決取消請求訴訟被告参考書 物件ハ各村ニ於テ管理セシメ村長之ヲ監督セルモノトス 此規定ニナキモノハ総テ本制ニ依ルモノトス 組合共同ノ物件ハ村長ニ於テ管理シ各村ノ所有ニ属スル営造 三ケ木村又野村ノ総地価戸数ニ割合負担スルモノトス 前項ノ外各村特別ノ費用ハ各村ニ於テ負担スルモノトス 是レハ十分ノ五ヲ中野村負担トシ十分ノ五ヲ太井村根子屋村 但シ歳入出総計予算ノ外ニ生スル追徴ハ直々各個人ニ賦課 スルコトヲ得 教育費ノ内高等小学校費 (=) ノ通リ議決相成候間此段及報告候也 原告訴訟代理人 神奈川県津久井郡長 鶴 松

明治廿五年十一月一日

津久井郡長 注 前掲、

中

村長三樹十右衛門・野村外四ヶ村組合

野村外四ケ村組合分離ノ件ニ付上申 証拠物写参照 松尾豊材殿

年郡区村編成法ヲ発シ鋭意慎重以テ旧来ノ事跡ヲ探究シ之ニ依テ郡(ᠳ略) ブ所大ニシテ容易ニ其回復ノ期ヲ見ルコト無キニ至ル故ニ明治十一 リ其宜シキヲ得タリト雖若シ一朝其区画措置ヲ誤ルトキハ其害ノ及 | 製ニ政府ハ市町村制ヲ発布シ以テ地方ニ分権自治ヲ与フルコト固

町村ノ区域名称ヲ定メタルモノ遂ニ延テ今日ノ行政区画ニ及フモ アリト雖就中我中野村外四ケ村組合ノ如キハ実施以来嘗テ組合体共

未タ以テ自治ノ実ヲ見ルコト能ハサルハ何ソヤ之レヲ要スルニ当初 同事務ニシテ円滑ニ処理セシコトナク徒ニ因循姑息ノミ是レ計リテ

編成区域ノ措置ヲ誤ルニ基因セスンハアラサルナリ何トナレハモ 施政上ノ便宜ヲ以テ其区域ヲ創成変更スヘキモノニアラス然ルニ我 市町村ナルモノハ自然ノ区域トモ謂フヘキモノニシテ府県郡ノ如キ

組合ノ如キハ猥リニ其区域ヲ広大ニシテ其間風俗人情ヲ異ニシ経済

上自ラ差異アルヲ顧ミサリシヲ以テ世ノ推移スルニ随ヒ頗ル従来ノ

推シテ以テ国家経営ノ策ヲ講セシムルニ如カス若シ果シテ然ルト シ互ニ直接ノ利害ヲ謀リ精励自治我郷里ヲ愛スルノ心情ヲ発セシメ **ヲ如何セン然ラハ則チ救済スルノ道如何此際須ラク相当ノ分離ヲナ**

是ニ於テ乎我組合町村議員ハ大ニ趨勢ノ止ムヘカラサルヲ察シ分離 固ヨリ予期スル所ナレトモ徒ラニ此等一旦ノ利害ヲ顧ミテ永遠ニ禍 福ノ及フ処ヲ知ラサルカ如キハ断シテ社会ノ容レサル所ナリト信 ハ将来経済上ハ勿論総テノ事業ニ於テ負担責任ヲ加重スルニ至ル

以上ノ理由ナルヲ以テ情状ヲ酌量シ民意ヲ容レ分離ノ件御許 ノ必要ヲ感シ熟議談合遂ニ此決議ヲ致セシ所以ナリ

度此段及具申候也

治二十九年二月廿八日 津久井郡長 宇高正郎殿

中野村外四ケ村

組合長 大塚巳之助

明

(欄外注記) 写書字高印

津 第三四 异

治廿九年二月廿九日発議同月同日施行

明

372

ハサ

慣習ヲ破リ自治ノ区画ヲ錯乱セシコト少シトセス故ニ施政上其実況

ニ照ラストキハ常ニ齟齬ヲ見テ到底自活ノ精神ヲ貫クコト能

可相

成

区域名称共変改シタルコトナカラン奈何

リシヤ葢シ惟ウニ旧封建制度以来今日ニ到ルマデ五ケ村依然トシテ 明治十一年郡区町村編成法ニ依リ五ケ村ノ区域ヲ変改シタル事実ア 第一

間

『 反 書)

問 廉

書

面談ノ時

三月二日分

組合長・大塚巳之助殿中埜村外四ケ村

主任 山下恒吉 印

ヤ組合共同

ハ明治二十二年町村制実施以来ニアラズヤ

郡長

印 書記 印

別紙上申ニ対シ村長及議員呼出案

面 .談及度義有之候条来ル三月二日午前第九時各村組合会議員総代ト

シテー名ツ、同行出頭セラルへク此段申進候也

明治廿九年二月廿九日

中野村外四ケ村組合分離ノ件ニ関シ書面差出相成候処右ニ付親シク

津久井郡役所

第三問

共同事務ノ円滑ニ処理セシコトナク徒ニ因循姑息ノミ是レ計リタル

タルニ原因シタル理アルヲ見ズ何トナレバ五ケ村ノ区域ハ前問言ゥ ハ各村自身ノ自カラ招ク処ノ失体ニシテ当初編成区域ノ措置ヲ誤リ

如ク徳川政事ノ時代ヨリ変更シタルコトナケレバ也

第四問

五ケ村ハ自然ノ区域ニ異ル事ナシ将タ府県郡ト斉シク行政上ノ便

明ケシ現今五ケ村ノ組合ハ同制実施ノ際五ケ村各自小独立ヲ望ミタ ヲ図ルベキハ町村行政上極メテ必要ノ事タリ町村制 ノ明文ニ拠 ル モ

第五問 ルノ結果ニ外ナラズ随而民意ヲ容レ不得止組合ヲ設ケタルニ過キズ

トノ違ヒアルヤ解シ難シ

風俗人情ヲ異ニスル点何レニアルヤ其詳細ヲ挙示セヨ吉野ト川

第六問

第七問 自治ノ区画ヲ錯乱シタル事実奈何是亦明答ヲ遅ツ 相当ノ分離トハ漠乎タリ奈何分離セシコトヲ要望スルヤ尚クモ五ケ

村ヲ代表シテ上申スルニ分離ノ見込ヲモ記セズシテ上申スルト

第二問

実施以来云々ト ハ何ヲ指称スルヤ郡区町村編成法実施以来ノ事ナル

373

粗

第八問 忽モ太甚ト云フベシ

措置能 現今ノ儘ナルモ五ケ村各自直接ノ利害ヲ謀リ自治郷里ヲ愛スル計画 合併村ト誤認シタルノ、如シ反思商量アレ ハザル ノ理ナシ如何トナレバ名村各小独立ナレバ也組合ヲ以

第九問

害ナリ利害得失計較スルコソ当局者ノ要務ナラメ一時ノ客気ヲ以町 村永久ノ利害ヲ省ミザルハ是肯スル能ハザル所也 五ケ村各組合経費出入ノ予算ノ調査ヲ要ス一旦 ノ利害即チ永遠ノ利

『朱書 課議第一二四号』

趣本月二日報第二六号ヲ以テ御報告相成候処右ハ組合内町村ノ協議 ニ依ルへキ筋ノモノニ付之レヲ組合会ニ於テ議決スルハ不穏当ノ義

御部内中野村外四ケ村組合会ニ於テ該組合ヲ分離スル件議決シタル

ニ候間右ニ依リ御取斗相成度此段及照会候也

津久井郡長 宇高正郎殿 明治二十九年三月六日

内務部長

荒川義太郎

追テ本件ニ関シテハ客年十二月十八日第 一課庶第一一六二号ヲ以テ

及通牒置候次第モ有之候ニ付御参照相成度此段申添候也

『津庶第四一五号』(朱書)

客月廿八日付ヲ以テ中野村外四ケ村組合会議決報告セラレ候ニ付本 モノニ付之レヲ組合会ニ於テ議決スルハ穏当ナラサル趣キ照会越候 県へ報告及候処該組合分離ノ件ハ組合内町村ノ協議ニ依ルヘキ筋

条右了承セラレ此際右議決ハ取消シセラルヘク此段及照会候也

明治廿九年三月九日

津久井郡役所

職務管掌郡書記 高城治寛殿中野村外四ヶ村組合長欠員ニ付

中野村外四ケ村組合分離ノ件ニ関シ組合会ノ決議ヲ得上申書差出 『津庶第四二二号』(朱書)

第有之候条右了承セラルベク依テ別紙上申書却下此段申進候也 組合会ノ決議スヘキモノニアラサル趣キ本県内務部長ヨリ照会ノ次 成候処本件ノ如キハ組合内町村ノ協議ニ依ルヘキ筋ノモノニシテ其

職務管掌郡書記 高城中野村外四ヶ村組合長欠員ニ付 高城治寛殿

明治廿九年三月十日

津久井郡役所

津 第八二五号 一六四号』

明治廿九年四月廿七日発議同月同日施行

主任 山口恒吉 印

照会相成候ニ付左ニ答弁致候

人情風俗ヲ異ニスル実蹟

書記 印

印

中埜村外四ケ村組合長ニ示通案

之義上申相成候処審理上左ノ事項ニ対シ答弁ヲ要シ候条詳細取調回 中埜村外四ケ村組合会職務権限之件ニ関シ本月廿二日付ヲ以テ裁決

答セラルヘク此段及照会候也

明治廿九年四月廿七日

中埜村外四ケ村

津久井郡役所

右同断 自治之実挙ラザル実蹟

ズシテ組合会ノ職務権限ニ対シ裁決ヲ請フタル義ニ有之候 ナキモノト被考候何トナレハ組合分離ノ裁決ヲ請フタルニハ非ラ 右ハ組合分離ノ許否ニハ必要ナルモ職務権限ノ裁決ニハ必要之レ

組合分離ヲ組合会ニ於テ議決スルヲ正当ト認ムル理由及法律ノ

適条

右ハ組合ヲ組織スルニハ代議機関ナキニヨリ協議ヲ以テスルモ代

ト議決シタルモノニシテ監督官庁ハ組合ヲ分離スルニハ必ス協議 議機関アル以上ハ組合ヲ分離スルニ組合会ニ於テ議決スル ヲ相

協議云々ノ文字ヲ明記スルモノニシテ本条ニ協議ノ文字ナキハ代 ナシ若シ協議ヲ必要トスレハ第百拾六条及第百拾七条ノ如ク必ス ヲ以テスルモノト言フト雖モ本制第百拾八条ニハ協議云々ノ明文

本制第三拾三条町村会ノ議決スヘキ概目ニ組合分離云々ノ明文ナ

議機関ノ設ケアルニヨリ特ニ協議スルノ必要ナキモノト被考候又

牛 賦課法ヲ議決シ村会議員ガ組合会議員ヲ選挙シタルモ亦明文ナキ ニヨリ議決スルノ権利ナシトスレハ町村会ニ於テ地方税戸数割

ノ適条

組合分離ヲ組合会ニ於テ議決スルヲ正当ト認ムル理由及ヒ法律

自治ノ実挙ラサル実蹟

人情風俗ヲ異ニスル実蹟

組合長

八木国次郎殿

答 弁 書

中野村外四ケ村組合会職務権限之件ニ関シ津庶第八二五号ヲ以テ御